

付帯割引約款

2020年4月1日実施
釧路ガス株式会社

内容

1. 適用.....	1
2. 付帯約款の変更	1
3. 用語の定義.....	1
4. 契約の成立.....	2
5. 付帯契約の締結	2
6. 適用開始日及び契約期間.....	3
7. 料金の割引.....	3
8. 適用条件及び割引率	3
9. 付帯契約の変更	5
10. 付帯契約の終了.....	5
11. 付帯契約の解約.....	5
12. 設置の確認	5
13. 精算額	6
14. その他	6
付則.....	6
付帯約款の実施期日	6

1. 適用

この付帯割引約款（以下「付帯約款」といいます。）は、釧路ガス株式会社（以下「当社」といいます。）の電力需給契約約款（低圧）（以下「電力約款」といいます。）に基づき、釧路ガス電灯B、釧路ガス電灯Cを適用しており、かつ次の条件を満たすお客さまを対象といたします。

電力約款の9（需要場所）において、当社のガスを熱源としてガス機器を使用している、もしくは当社のガスを一次エネルギーとして熱を発生させ、その際に発生する熱エネルギーにより給湯又は空調を行っている。

なお、この場合ガス又は熱エネルギーと電気の利用者は同一利用者もしくは同一会計主体といたします。

2. 付帯約款の変更

当社がこの付帯約款の変更を必要と判断した場合、この付帯約款を変更することがあります。この場合における付帯契約は変更後の付帯割引約款によります。なお、付帯約款の変更に関する手続きは電力約款に準じます。

3. 用語の定義

付帯約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「付帯契約」とは、この付帯約款に基づき主契約に付帯して締結する契約をいいます。
- (2) 「主契約」とは、付帯契約の対象となる電力約款に規定する電力需給契約をいいます。
- (3) 「家庭用」とは、居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有しており、そこで世帯単位で独立して家庭生活を営んでいる場合をいいます。
- (4) 「業務用」とは、(3) でいう家庭用以外のものをいいます。
- (5) 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいいます。
- (6) 「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供される部分とが結合している住宅をいいます。
- (7) 「割引の適用条件」とは、付帯約款の8（適用条件及び割引率）の(1)から(6)の各割引に係る適用条件をいいます。
- (8) 「割引金額」とは、1か月につき主契約で算定された電力量料金から主契約で算定された燃料費調整額を除いた金額に割引率を乗じて算定した金額をいいます。
- (9) 「暖房機器」とは、エネルギー源にガスを使用する消費機器のうち、暖房用にガスを使用する機器もしくは温水を循環させて暖房する機器をいいます。ただし、ガ

スメーターと原則として鉄管により接続された固定設備（鉄管、金属可とう管又は強化ガスホースにより接続されたものをいいます。）に限ります。

- (10) 「給湯器」とは、エネルギー源にガスを使用する消費機器のうち、定格給湯能力が単体で10号以上の給湯器をいいます。
- (11) 「融雪装置」とは、エネルギー源にガスを使用する消費機器のうち、温水又は温風を循環させ融雪のみを行う方式の機器をいいます。
- (12) 「温水式給湯暖房機」とは、エネルギー源にガスを使用する消費機器のうち、温水を循環させ暖房するとともに給湯もできる方式の機器をいいます。
- (13) 「家庭用空調機器」とは、エネルギー源にガスを使用する空調用熱源機のうち、ガスエンジンヒートポンプ方式の機器をいいます。
- (14) 「家庭用コージェネレーションシステム」とは、ガスを一次エネルギーとして、ガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等（以下「ガスエンジン等」といいます。）により電力を発生させるとともに、その際に発生する排熱を利用し、ガスエンジン等の定格発電出力（機器容量）が0.5キロワット以上5キロワット以下の家庭用の熱電併給システムをいいます。
- (15) 「温水ボイラー」とは、エネルギー源にガスを使用する消費機器のうち、定格給湯能力が単体で10号（17キロワット）以上の給湯を行う機器をいいます。
- (16) 「空調機器」とは、空調用熱源機のエネルギー源としてガスを使用し、冷房と暖房をする機器をいいます。
- (17) 「コージェネレーションシステム」とは、ガスを一次エネルギーとしてガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等（以下「ガスエンジン等」といいます。）により電力を発生させるとともに、その際に発生する排熱を利用する熱電併給システムをいい、定格発電出力（機器容量）が単体で3キロワット以上の機器をいいます。
- (18) その他の用語については、電力約款の用語のとおりといたします。

4. 契約の成立

付帯契約は当社がお客さまの使用するガス機器を確認し、お客さまの申し込みを承諾したときに成立いたします。ただし、主契約が成立していない場合は、主契約が成立したときに成立いたします。なお、お客さまが過去に11（付帯契約の解約）（3）により付帯契約を解約されていた場合、当社はお客さまの申し込みを承諾しない場合があります。

5. 付帯契約の締結

付帯契約を希望されるお客さまは、当社と協議の上、8（適用条件及び割引率）（1）から（6）のうち、いずれか一つを選択して契約を締結していただきます。

6. 適用開始日及び契約期間

- (1) 付帯契約の適用開始日は、お申し込み以降の一般送配電事業者による検針日からとし、お客さまと協議の上決定いたします。ただし、付帯契約が主契約と同日に成立した場合は、付帯契約が成立した日を適用開始日といたします。
- (2) 契約期間は原則として主契約の契約期間と同一といたします。ただし、10（付帯契約の終了）、11（付帯契約の解約）、12（設置の確認）により付帯契約が終了又は解約された場合はこの限りではありません。

7. 料金の割引

当社は、8（適用条件及び割引率）の（1）から（6）のいずれかに基づき算定した割引金額を、主契約に基づき算定された料金から差し引きいたします。

8. 適用条件及び割引率

（1）給湯・暖房・融雪割

① 適用条件

お客さまが、家庭用として専用住宅又は併用住宅に暖房機器、給湯器又は融雪装置を電気の使用場所に設置し、かつ使用する場合及び当社がこれに準じると判断した場合、お客さまは「給湯・暖房・融雪割」を当社に申し込むことができます。

② 割引率

割引率は以下のとおりといたします。

割引率	1パーセント
-----	--------

（2）給湯+暖房割

① 適用条件

お客さまが、家庭用として専用住宅又は併用住宅に温水式給湯暖房機もしくは暖房機器と給湯器又は家庭用空調機器と給湯器を電気の使用場所に設置し、かつ使用する場合及び当社がこれに準じると判断した場合、お客さまは「給湯+暖房割」を当社に申し込むことができます。

② 割引率

割引率は以下のとおりといたします。

割引率	2パーセント
-----	--------

（3）マイホーム発電割

① 適用条件

お客さまが、家庭用として専用住宅又は併用住宅として家庭用コージェネレーションシステムを電気の使用場所に設置し、かつ使用する場合及び当社がこれに準じると判断した場合、お客さまは「マイホーム発電割」を当社に申し込むことができます。

② 割引率

割引率は以下のとおりといたします。

割引率	3パーセント
-----	--------

(4) 業務用給湯・暖房・融雪割

① 適用条件

お客さまが、業務用として給湯器、温水ボイラー、暖房機器又は融雪装置を電気の使用場所に設置し、かつ使用する場合及び当社がこれに準じると判断した場合、お客さまは「業務用給湯・暖房・融雪割」を当社に申し込むことができます。

② 割引率

割引率は以下のとおりといたします。

割引率	4パーセント
-----	--------

(5) 業務用空調割

① 適用条件

お客さまが、業務用として空調機器を電気の使用場所に設置し、かつ使用する場合及び当社がこれに準じると判断した場合、お客さまは「業務用空調割」を当社に申し込むことができます。

② 割引率

割引率は以下のとおりといたします。

割引率	5パーセント
-----	--------

(6) 業務用CGS割

① 適用条件

お客さまが、業務用としてコージェネレーションシステムを電気の使用場所に設置し、かつ使用する場合及び当社がこれに準じると判断した場合、お客さまは「業務用CGS割」を当社に申し込むことができます。

② 割引率

割引率は以下のとおりといたします。

割引率	6パーセント
-----	--------

9. 付帯契約の変更

- (1) お客さまが付帯契約の変更を希望され、当社が承諾した場合には、当社所定の方法で付帯契約の変更をしていただきます。この場合の料金適用開始日は申し込み以降の一般送配電事業者による検針日からとし、お客さまと協議の上決定いたします。なお、この場合の契約期間については主契約の契約期間と同一といたします。
- (2) (1) の付帯契約の変更に伴い、当社がお客さまに対し供給条件の説明、書面交付及び供給開始後の書面交付を行う場合の取扱いは、電力約款に準じます。

10. 付帯契約の終了

お客さまがこの付帯契約を終了しようとする場合は、あらかじめその終了期日を定めて、その終了期日の15日前までに当社に連絡していただきます。当社は、原則として、その終了期日に付帯契約を終了させるための手続きを行います。この場合、終了期日を含む料金算定期間の料金については、この付帯契約に基づく割引は行いません。

11. 付帯契約の解約

- (1) 主契約を終了又は解約された場合は、主契約の終了日又は解約日を付帯契約の終了日又は解約日といたします。この場合、終了日又は解約日を含む料金算定期間の料金については、この付帯契約に基づき料金の割引を行います。
- (2) 当社に契約違反があった場合は、契約期間中であっても、お客さまの申し出によりこの付帯契約を解約できるものといたします。この場合、解約日を含む料金算定期間の料金については、この付帯契約に基づく割引は行いません。
- (3) お客さまに契約違反があった場合(8〔適用条件及び割引率〕(1)から(6)のいずれも満たさなくなった場合を含みます。)は当社の申し出により、この付帯契約を解約できるものといたします。この場合、解約日を含む料金算定期間の料金については、この付帯契約に基づく割引は行いません。

12. 設置の確認

- (1) 割引の適用条件を満たさなくなった場合もしくは設置しているガス機器を取替え又は取り外しをされた場合は、お客さまは当社にただちにその旨を通知していただきます。
- (2) 当社は(1)、4(契約の成立)、9(付帯契約の変更)、その他当社が必要と判断した場合において、割引の適用条件が満たされているかどうか確認させて

いただくことがあります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの付帯契約の申し込み又は変更の申し込みを承諾しないか、もしくは付帯契約に基づく契約を解約できるものいたします。

13. 精算額

お客さまが割引の適用条件を満たさずに電気を使用していた場合、その期間の料金を適正な割引の適用条件に基づいて算定しなおし、その差額を申し受けます。

14. その他

その他の事項については、電力約款を適用いたします。

付則

付帯約款の実施期日

この付帯約款は、2020年4月1日から実施いたします。